

令和5年度実績評価書

令和6年8月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和５年６月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している。

凡 例

本評価書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。

ア 不同意性交等・・・強制性交等並びに刑法第177条の不同意性交等、同法第179条第2項の監護者性交等並びに同法第181条第2項の不同意性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

イ 強制性交等・・・強姦並びに改正前の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等並びに同法第181条第2項の強制性交等致死傷、準強制性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

ウ 強姦・・・平成29年改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷及び準強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷及び集団準強姦致死傷をいう。

(4) 不同意わいせつ・・・強制わいせつ並びに刑法第176条の不同意わいせつ、同法第179条第1項の監護者わいせつ並びに同法第181条第1項の不同意わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。

(5) 強制わいせつ・・・改正前の刑法第176条の強制わいせつ、同法第178条第1項の準強制わいせつ、同法第179条第1項の監護者わいせつ並びに同法第181条第1項の強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。

(6) 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。

(7) 窃盗犯・・・窃盗をいう。

(8) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(9) 風俗犯・・・賭博、わいせつ及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係

る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。

(10) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ め犯少年・・・刑罰法令に該当しないめ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 令和元年の各種数値については、平成31年1月1日から4月30日までの数を含む。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意性交等」は、強制性交等の数値である。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意わいせつ」は、強制わいせつの数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 様式の凡例

- (1) 総括評価
評価を実施した各業績目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括。
- (2) 主な成果（指標・事例）
各業績目標に関し、取組を実施した結果、達成された成果（アウトカム）を統計値や事例等により示したもの。業績指標と同義。
- (3) 外部要素等
業績目標をめぐる国内外の社会経済情勢等であり、取組及び成果に対して与える影響を考慮すべきもののこと。
- (4) R5ー（数字）
取組に係る令和5年度行政事業レビュー事業番号を示したもの。

政策の体系

※下線は令和6年度に評価を実施した施策

基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進
- 業績目標 2 現場執行力の強化
- 業績目標 3 子供の性被害防止対策の推進
- 業績目標 4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪等の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標 3 組織犯罪対策の推進

- 業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進
- 業績目標 3 国際組織犯罪対策の推進

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者等の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施
- 業績目標 3 災害への的確な対処
- 業績目標 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 6 デジタル社会の安全・安心の確保

- 業績目標 1 サイバー事案対策の推進
- 業績目標 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

基本目標 7 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 8 警察活動の基盤の強化

- 業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化
- 業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

評価結果

基本目標		
	業績目標	総括評価
1	市民生活の安全と平穩の確保	
3	子供の性被害防止対策の推進	外国捜査機関との連携を強化しつつ、児童の性的搾取事犯の取締りを強化するなどした結果、小児性愛者グループの被疑者多数の検挙や改正刑法を適用した被疑者の検挙等の成果が上がったほか、子供の性被害撲滅のための国民意識の向上のため、児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化等に取り組んだ結果、ラブホテル等における児童買春等事犯が減少するなど、効果的な子供の性被害防止対策が推進されたといえる。他方で、スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童にも普及する中で、SNSに起因する事犯の被害児童数が依然として高水準で推移するなどの現状を踏まえ、引き続き、情勢を踏まえた児童の性的搾取事犯の取締りや関係機関と連携した効果的な広報・啓発活動等を推進する必要がある。
2	犯罪捜査の的確な推進	
1	重要犯罪等の検挙向上	令和5年度の重要犯罪等の検挙状況については、検挙件数及び検挙人員は前年を上回ったものの、認知件数の増加に伴い、検挙率は過去5年間の平均値を下回ったことから、国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪等の検挙に向けた取組をより一層推進する必要がある。引き続き、重要犯罪等の発生状況等を踏まえ、体制の不断の見直し、各種検挙対策等の推進のほか、システム及び制度を活用した効果的かつ効率的な事件捜査を推進する。
3	組織犯罪対策の推進	
1	犯罪組織の存立基盤の弱体化	暴力団対策については、令和5年は暴力団構成員等の数が前年を下回ったものの、対立抗争事件が発生するなど、暴力団は依然として社会の脅威となっていることから、引き続き取締りを推進する。 匿名・流動型犯罪グループ対策については、都道府県警察に対し体制の強化等を令和5年7月に指示したところであり、既に匿名・流動型犯罪グループの検挙事例が複数確認されるなど、一定程度の成果を上げており、今後は新たに構築・拡充された体制を効果的に運用する。 犯罪収益対策については、疑わしい取引情報の分析・活用を推進するとともに、組織的犯罪処罰法の積極的な適用により検挙件数が増加した。引き続きあらゆる犯罪収益対策を推進する。
2	特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進	令和5年は、特殊詐欺の検挙件数は過去5年間の平均値を上回ったが、認知件数及び被害総額がいずれも過去5年間の平均値を上回るなどしており、これまでの取組に加え、特殊詐欺連合捜査班(TAIT)を活用した迅速かつ効果的な捜査等を推進する必要がある。 また、同年下半期においては、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増し、極めて憂慮すべき状況にあることから、SNS事業者、マッチングアプリ等を提供する事業者と緊密に連携した悪用防止対策等を推進する必要がある。 今後は、関係機関・団体等と連携して特殊詐欺等の抑止を図るだけでなく、特殊詐欺等事件を敢行している匿名・流動型犯罪グループやその背後にいとみられる暴力団を弱体化させ、各部門が連携した多角的な取締りを推進するとともに、こうした犯罪グループの活動実態や特殊詐欺事件等への関与状況等の解明を推進していく。
4	安全かつ快適な交通の確保	
3	道路交通環境の整備	信号灯器のLED化をはじめとする交通安全施設等の整備とともに、必要性が低下した交通安全施設等の撤去を行うなどの合理化を推進した。その結果、信号機のバリアフリー化・老朽化対策や、信号機電源付加装置の整備に関しては順調な成果を上げた一方、一部指標に関してはやや低調な成果となった。 今後とも引き続き、重要性・必要性に応じた資源配分、持続可能な交通規制の推進を図るとともに、第六次社会資本整備重点計画の策定に向け、効果測定及び指標を現実に即したものにすべく、その在り方を検討するなどしていく必要がある。
5	国の公安の維持	
1	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	安倍元総理銃撃事件(令和4年7月8日)や岸田総理に対する爆発物使用襲撃事件(令和5年4月15日)も踏まえ、ローン・オフエンダー等対策の必要性が高まる中、警備部門に司令塔を置き、一元的な情報集約等関係部門が連携する新たな業務モデルの定着と高度化を図り、モデルの運用状況の検証と業務モデルの見直しを引き続き実施する必要がある。また、近年、小型無人機の性能向上や海外での小型無人機を使用した攻撃事案の発生等、小型無人機による重要施設へのテロ等の脅威が高まる中、小型無人機対策について、利活用・対処の両面から一元的に推進し、資機材の更なる整備と施設管理者との連携強化を引き続き実施する必要がある。
3	災害への的確な対処	気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震・津波、火山災害等が発生した際に的確に対処できるよう、これまで災害対策用資機材の整備や災害警備訓練の高度化に不断に取り組んできた。令和6年能登半島地震では、発災当初、道路寸断により被災地へのアクセスが困難になるなどの状況下であったが、関係機関と連携し、災害警備活動を実施するなどして被害の最小化等を図った。同地震の対応を振り返り、災害対策用装備資機材の充実強化や災害警備訓練の更なる高度化等を推進する必要がある。
6	デジタル社会の安全・安心の確保	
1	サイバー事案対策の推進	サイバー事案の取締りについては、重大サイバー事案の取締りに向けたサイバー特別捜査隊と都道府県警察の連携や国際共同捜査への参画、外国当局と連携したパブリック・アトリビューション等を実施したほか、サイバー特別捜査隊において都道府県警察における捜査を支援するなどした結果、捜査に高度で専門的な技術等を要するサイバー事案を検挙するなどの成果が上がっている。 サイバー事案の被害防止対策については、インターネットバンキングに係る不正送金被害の急増に伴い、関係機関・団体等と連携した注意喚起を実施した。また、サイバー事案に関する通報・相談の統一窓口を警察庁ウェブサイト上に整備した。 他方、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いているため、引き続き、取締りと被害防止対策を推進する必要がある。
7	犯罪被害者等の支援の充実	
1	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	犯罪被害給付制度の平均裁定期間は、第3次犯罪被害者等基本計画期間中の平均値は超えているものの、対前年比では短縮しており、また、犯罪被害給付制度の仮給付金支給決定件数は、同期間中の平均値と比較して大きく増加し、対前年比でも増加した。 さらに、地方公共団体に対する犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定に関する情報提供や見舞金制度の導入の要請等を実施することにより、制定・導入している地方公共団体が増加するなど、現在の取組は一定程度の成果を上げているものと認識しているが、有識者検討会における議論の結果を踏まえて、犯罪被害給付制度の円滑な運用や都道府県における多機関ワンストップサービスの構築等を推進するなど、犯罪被害者等に寄り添った支援を推進する必要がある。

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

業績目標 3 子供の性被害防止対策の推進

令和 6 年 8 月
人 身 安 全 ・ 少 年 課

業績目標の説明

スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童に普及する中で、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準で推移しており、こうした情勢や課題に対応するため、子供の性被害を防止するための対策を推進する。

現状

- 児童買春事犯等の検挙件数は前年より増加し、SNSに起因する事犯の被害児童数は、特に小学生の被害児童数が増加するなど依然として高い水準で推移している。
- 子供の性被害については、「子供の性被害防止プラン2022」や「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」等に基づき、取締りの強化、国民意識向上のための広報・啓発活動等各種対策を推進している。

【令和6年度の業績指標】

- ① 児童買春事犯等の検挙状況等
→ 情勢を踏まえた悪質な児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。
- ② 子供の性被害の撲滅に向けた取組の実施状況
→ 関係機関と連携した効果的な広報・啓発活動等を推進する。

主な取組（令和5年度までの取組）

【子供への性犯罪の取締り強化】

- (1) 研修会等の開催による捜査能力の向上
- (2) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化、悪質な児童の性的搾取等事犯の取締りの推進
- (3) 外国捜査機関等との連携強化

別紙1 参照

課題

【子供への性犯罪の取締り強化】

- ✓ 時代とともに子供の福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷することから、各種事件捜査に関する専門的な知識・技能の習得が必要
- ✓ 被害者としての認識が乏しいという児童の特性を考慮して、特に児童に対する影響力を利用した事犯や低年齢児童を狙ったグループによる事犯には厳正な対処が必要
- ✓ 児童の性的搾取に悪用されるSNS事業者の多くがグローバルにサービスを展開しており、外国捜査機関との協力・連携が必要

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【子供への性犯罪の取締り強化】

以下の取組について内容の充実を図る。

- 最近の情勢を踏まえた専門的知識・技能向上のための実践的研修の実施による捜査能力の一層の向上
- 加害者に対する恋愛感情や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯や低年齢児童を狙ったグループによる事犯の徹底検挙
- 外国捜査機関等との連携強化及び捜査の円滑化を推進

【子供の性被害撲滅のための国民意識の向上】

- (4) 児童及び保護者に対する広報・啓発の推進
- (5) 警察が保有する情報の広報・啓発活動への活用
- (6) 児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化

別紙2 参照

【子供の性被害撲滅のための国民意識の向上】

- ✓ 児童が被害そのものに気付かない場合や、捜査協力への負担等の理由により被害の申告がためられるなど、この種事案は被害が潜在化する傾向にあり、被害・相談申告がしやすい環境整備が必要
- ✓ ソーシャルメディアやスマートフォンを利用する児童が低年齢化し、SNSに起因する事犯の小学生被害が近年大幅に増加するなど、メディアリテラシー教育の推進が必要
- ✓ SNSや一般ホテル・旅館等犯罪の温床となる環境・場所の管理者による協力が必要

【子供の性被害撲滅のための国民意識の向上】

以下の取組について内容の充実を図る。

- 対象の年齢層に応じた広報媒体を活用し、犯罪の態様を具体的に示すなど被害に気付きやすくする対策を推進。また、相談窓口の周知広報を強化するなど潜在化しやすい犯罪を早期に認知するための対策を一層推進
- SNS起因事犯に係る小学生被害の増加等の実態を示しつつ児童のフィルタリング利用を呼び掛けるなど、メディアリテラシー向上のための広報・啓発活動を推進
- 最新の被害例を共有することでSNS事業者の自主的な対策を支援するとともに、一般ホテル・旅館等の管理者に場所によって発生しやすい犯罪手口を示して注意を喚起するなど、犯罪の温床となる環境・場所への対策を強化

具体的な取組状況

子供への性犯罪の取締り強化

- (1) 児童の性的搾取等事犯の捜査に従事する都道府県警察の警察官の捜査能力向上を目的とした研修会等の開催
→研修会等実施回数:9回(前年比±0件)
R5-16
- (2) 改正刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処。
加害者に対する恋愛感情や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯及び低年齢児童を狙ったグループによる事犯等について全国で取締りを強化
- (3) G7参加国等10か国の代表を招致して「子供の性被害防止セミナー」を開催し、情報交換を実施するなどして外国捜査機関等との連携を強化し、国際的な捜査を推進



第8回子供の性被害防止セミナー(令和5年11月)

主な成果(指標・事例)

子供への性犯罪の取締り強化

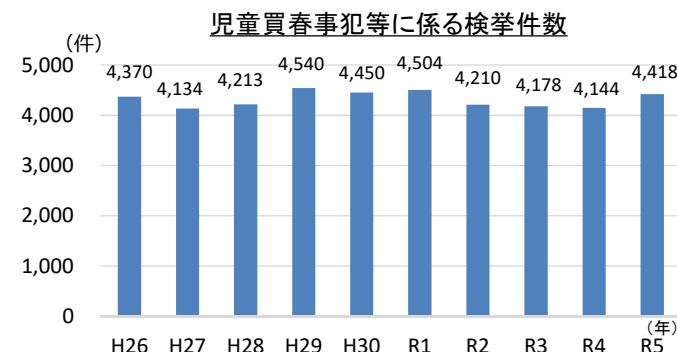
達成目標: 被害状況に即した捜査能力の向上を図り、子供への性犯罪の取締りを推進する。

【児童買春事犯等の検挙状況】

捜査能力の向上に努め、グループによる悪質な事犯等の取締りに注力した結果、児童買春事犯等(※1)に係る検挙件数は増加

⇒令和5年中:4,418件(前年比+274件)

(※1) 児童買春事犯等:児童買春、淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為等(青少年保護育成条例)、児童が主な被害者となる不同意性交等及び不同意わいせつ)



【高度な捜査手法を用いた事件検挙】

SNSアカウントの照会やスマートフォンの解析による被疑者特定、動画分析による被害児童の特定等、高度な捜査手法を駆使し、多数の女子児童に裸の画像を送信させ、画像や女子児童らの個人情報等を匿名性の高いメッセージアプリを利用してグループで共有し合うなどした小児性愛者グループの被疑者多数を、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(所持、製造、提供)等で検挙

【面会要求等罪、性的姿態撮影等処罰法違反(20歳未満の被害者に係るもの)の検挙状況】

改正刑法等により新設された面会要求等罪、性的姿態撮影等処罰法を適用した取締りを推進

⇒令和5年中: 検挙件数558件
検挙人員396人
被害者数536人

・具体的検挙事例(面会要求等罪を適用)

改正刑法により新設された16歳未満の者に対する映像送信要求罪を適用してSNSで知り合った女子児童に裸の画像を送信させ、画像をインターネット上に拡散する旨脅迫し、更に性的な部位を露出した映像を送信することを要求した被疑者を逮捕

罪 名	検挙件数	検挙人員	被害者数
面 会 要 求 等	19	8	12
16歳未満の者に対するわいせつ目的面会要求	7	3	4
16歳未満の者に対するわいせつ目的面会	4	2	4
16歳未満の者に対する映像送信要求	8	3	4
性的姿態撮影等処罰法違反(20歳未満の被害者に係るもの)	539	388	524
性 的 姿 態 等 撮 影	535	387	522
対象性的姿態等の撮影(ひそかに)	467	370	462
対象性的姿態等の撮影(不同意)	7	1	7
対象性的姿態等の撮影(誤信)	1	1	1
16歳未満の者に対する性的姿態等の撮影	60	15	52
そ の 他 提 供 等	4	1	2

※ 本統計は、改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法の一部が施行された令和5年7月13日以降のもの。

具体的な取組状況

子供の性被害撲滅のための国民意識の向上

- (4) 学校等教育関係機関等と連携して行う非行防止教室等の様々な機会を捉え、児童の性的搾取等の被害を防止するための着眼点や被害事例について、児童やその保護者に対する広報・啓発を実施

→インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止のための非行防止教室等の実施回数：約2万9千回実施（前年比+約1千回）

- (5) 各都道府県警察のウェブサイトやSNS等に児童の性的搾取対策に関するコーナーを設けたり、各種啓発資料を作成・配布するなど広報啓発活動を実施

→広報啓発チラシ作成枚数：約27万枚（前年比+約18万枚）



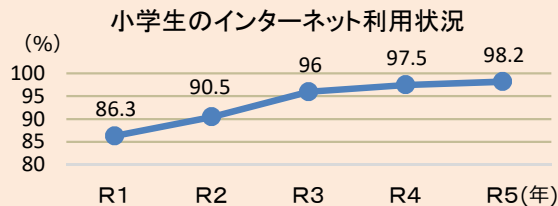
R5-16

- (6) SNS事業者団体の活動や各事業者の自主的な取組を支援するとともに、G7内務・安全担当大臣会合において、SNS事業者等に自主的な対策に取り組むことを要請する附属文書を採択。さらに、一般ホテルや旅館（令和4年から継続実施）、ラブホテル（令和5年から実施）等子供の性被害の発生が多い施設に、全国的な児童の性的搾取等事犯の発生状況や事例に則した犯行手口に関する情報等に基づく注意喚起・指導を実施

→注意喚起・指導の対象施設数：約2万2千施設

外部要素等

児童のスマートフォンでのインターネット利用率が高まることにより、インターネットを介した子供の性被害の増加につながる可能性



主な成果（指標・事例）

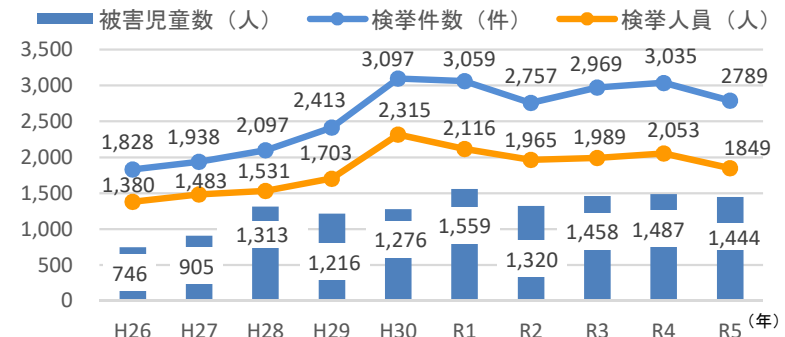
子供の性被害撲滅のための国民意識の向上

達成目標：子供の性被害の撲滅に対する理解の増進を図る。

【児童ポルノ事犯に係る広報啓発】

- 児童への広報啓発を積極的に推進し、児童が自ら撮影した画像をSNSに掲載するなどして検挙される事犯が減少⇒令和5年中：219件（前年比-95件）

児童ポルノ事犯に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数

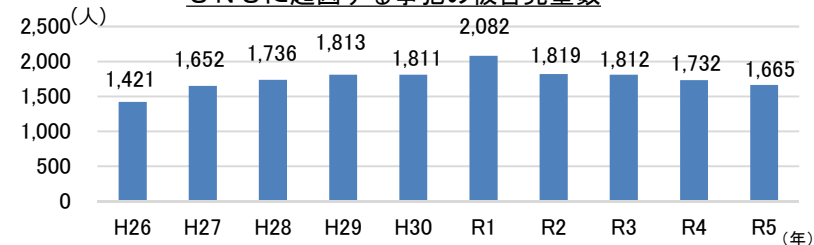


- 国内サイトに掲載された児童ポルノ公然陳列に関する違法情報について、国民からインターネット・ホットラインセンターを通じて警察に通報された件数が増加⇒令和5年中：379件（前年比+67件）

【犯罪の温床となる環境等への対策】

- SNS事業者の自主的な取組支援を推進し、SNSに起因する事犯の被害児童数が減少⇒令和5年中：1,665人（前年比-67人）

SNSに起因する事犯の被害児童数



- ラブホテル等を犯行現場とする児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例）事犯の被害児童数が減少⇒令和3年中599人、令和4年中569人、令和5年中384人（前年比-185人）

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

業績目標 1 重要犯罪等の検挙向上

令和6年度
捜査支援分析管理官
犯罪鑑識

業績目標の説明

国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪等※の検挙に向けた取組を推進する。

※ 国民が真に解決を期待している重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ）、侵入窃盗及び自動車盗という。

主な取組（令和5年度までの取組）

【検挙対策等】

- (1) 殺人・強盗等捜査の推進（捜査本部設置による集中的な捜査）
- (2) 性犯罪捜査の推進
 - ア 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の趣旨を踏まえた適切な対応、取締りの強化
 - イ 性犯罪捜査に従事する警察官等を対象とした専門的知見を有する講師による研修等を実施
- (3) 人質立てこもり事件等への対処能力の向上
- (4) 窃盗事件捜査の推進
- (5) 犯罪死見逃し防止の推進

【システム及び制度の活用】

- (6) 防犯カメラ画像の活用
迅速に防犯カメラ画像等の客観証拠を収集・分析する体制の構築、防犯カメラ画像の鮮明化技術の開発
- (7) DNA型鑑定基盤の充実等
 - ア 遺留指掌紋照会、遺留DNA型記録照会の推進
 - イ DNA型鑑定員の増強
 - ウ DNA型鑑定試薬の確保及び鑑定資機材の整備
- (8) 情報分析支援システム（CIS-CATS）の活用
様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とする情報分析支援システムを活用
- (9) 捜査特別報奨金制度の活用
広く国民から重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、懸賞広告制度を実施

現状

- 重要犯罪等の検挙状況は、検挙件数及び検挙人員は共に前年より増加したものの、検挙率は過去5年間の平均値よりも低下した。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大でここ数年、認知件数が減少したこともあり、重要犯罪の各罪種の検挙率が上昇傾向にあったが、認知件数が増加に転じる中、罪種別の検挙率は、いずれも過去5年間の平均値よりも低下している。

課題

【検挙対策等】

- ✓ 改正刑法の施行や、被害申告等をしやすい環境の整備を推進してきたことなどもあいまって、性犯罪の認知件数が増加したことから、性犯罪捜査体制の充実、適切な捜査の推進が必要
- ✓ SNSで実行犯を募集する手口による犯罪が特殊詐欺のみならず強盗等まで拡大しているほか、猟銃等により、警察官2人を含む4人が殺害される事件等、社会的反響の大きな凶悪事件が依然として発生していることから、国民の不安を払拭するため、各種施策の推進が必要
- ✓ 外国人グループによる連続的・広域的な窃盗事件が多発したことなどにより、窃盗の被害額が前年に比べ増加したことから、効果的な検挙対策が必要

【システム及び制度の活用】

- ✓ 収集した膨大な量の防犯カメラ画像を、迅速かつ詳細に確認・解析する必要があるとともに、録画装置の性能や撮影条件により、防犯カメラ画像が不鮮明な場合であっても、正確な解析が必要
- ✓ 重要犯罪等の検挙率を向上させるためには、科学捜査力の維持・向上が不可欠であり、そのためには鑑定機器の更新整備等が必要
- ✓ 情報分析支援システムにおける業務は、令和6年4月から警察共通基盤へ移行されたため、新システムの習熟や新機能の活用が必要
- ✓ 捜査特別報奨金制度対象事件の発生から年数が経過し、当時の情報が得られにくくなる中、有益な情報を得るために創意工夫をこらした広報啓発活動が必要

【令和6年度の業績指標】

- ① 殺人の検挙率
→ 100%に近い水準を維持する。
- ② 強盗、放火、略取誘拐・人身売買の検挙率
→ 高水準を維持する。
- ③ 不同意性交等、不同意わいせつの検挙率
→ 前年度の実績を上回る。
- ④ 侵入盗の検挙人員
→ 過去5年間の平均並みの水準を維持する。
- ⑤ 自動車盗の検挙率
→ 過去5年間の平均（令和2・3年度を除く）並みの水準を維持する。

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【検挙対策等】

- 引き続き、改正刑法等の内容、趣旨等を踏まえ、性犯罪被害者の心情に配慮した適切な捜査を推進する。
- 引き続き、SNSで実行犯を募集する手口による強盗等事件の早期解決のため、捜査本部設置による集中的な捜査を推進するとともに、関係部門・関係機関との連携を強化する。
- 引き続き、銃器使用事案等様々な実戦的想定を取り入れた訓練を実施する。
- 新たに警察庁に設置した「組織的窃盗・盗品流通事犯対策推進ワーキンググループ」における議論を踏まえた実効的な対策を講じる。
- 引き続き、重要犯罪等の発生状況等を踏まえ、本部執行隊等の在り方を見直し、人的リソースを有効活用して重要犯罪等の検挙力の向上を図る。

【システム及び制度の活用】

- 引き続き、AI等を活用した防犯カメラ画像解析技術を全国的に普及させることで、捜査活動の効率化及び被疑者の早期検挙を図る。
- 引き続き、鑑定員の育成・増員により人的基盤の充実を図るとともに、鑑定資機材整備等の合理化・効率化を推進し、鑑定基盤の更なる充実を図る。
- 引き続き、警察共通基盤上のシステムを活用した的確な捜査指揮や捜査支援により、効率的な事件捜査を推進する。
- 引き続き、あらゆる広報媒体を通じた広報啓発活動を展開するなど、捜査特別報奨金制度を効果的に活用し、重要凶悪事件等の検挙につながるような取組を推進する。

具体的な取組状況

【検挙対策等】

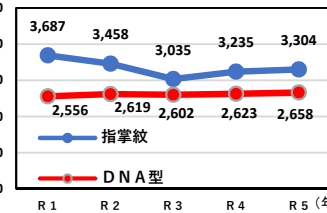
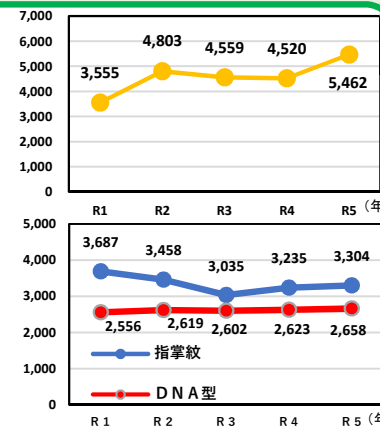
- (1) 殺人・強盗等捜査の推進（捜査本部設置による集中的な捜査）
重要犯罪等が発生した場合に、捜査を統一的かつ強力に推進するため、捜査本部の設置を積極的に推進した。
- (2) 性犯罪捜査の推進
ア 改正刑法等の趣旨を踏まえ、性犯罪被害者の心情に配慮した適切な対応を行ったほか、性犯罪捜査指導体制の整備・充実を図り、性犯罪の取締りを強化した。
イ 都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者の捜査力向上のため、警察学校等において、専門的な研修を実施した。
- (3) 人質立てこもり事件等への対処能力の向上
関係部門と連携した実戦的な訓練を反復実施するとともに、必要な装備資機材を整備した。
- (4) 窃盗事件捜査の推進
連続性や広域性、社会への影響等を考慮しながら、限りある捜査力を重点的に運用すべき捜査対象を適切に見極めるなど、重点を指向した検挙対策を講じた。
- (5) 犯罪死見逃し防止の推進
検視官等の体制整備及び適正な死体取扱業務を推進した。
➤ 令和5年中の検視官臨場率：79.4%（前年比+2.8ポイント）
➤ 令和5年中の司法解剖実施体数：10,099体（前年比+1,083体）

【システム及び制度の活用】

- (6) 防犯カメラ画像の活用
ア 一部の都道府県警察において、捜査支援分析に特化した本部所属を設置するなど、防犯カメラ画像の収集・解析体制を強化した。
イ 警察情報通信研究センターにおいて、防犯カメラ画像解析の高度化・効率化に資するツールを開発し、都道府県警察へ提供した。
- (7) DNA型鑑定基盤の充実 等
ア 適正なDNA型鑑定資料等の採取・鑑定を行うとともに、データベースへの登録・照会を実施した。
イ DNA型鑑定員、DNA型鑑定支援業務従事者の増員のための取組を推進した。
ウ DNA型鑑定に要する各種経費34億4,400万円を措置した。
- (8) 情報分析支援システム（CIS-CATS）の活用
警察が保有する様々な情報を組み合わせ、連続的に発生する事件の傾向を分析して早期に被疑者を割り出すなど、重要犯罪等の捜査に積極的に活用した。
- (9) 捜査特別報奨金制度の活用
令和5年12月末までに、殺人等の重要凶悪事件延べ309事件について広告を実施し、警察庁ウェブサイト等で広報を実施した。
➤ 令和5年中の広告件数：17件（前年比+3件）

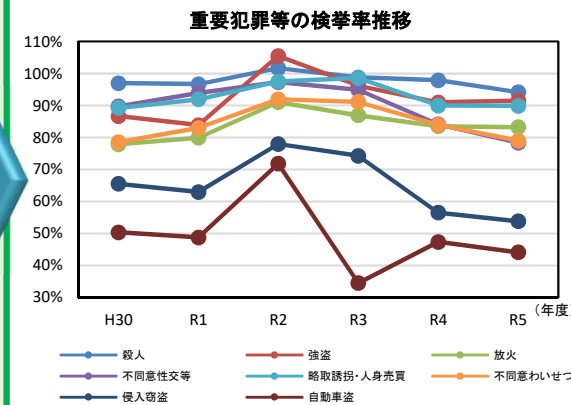
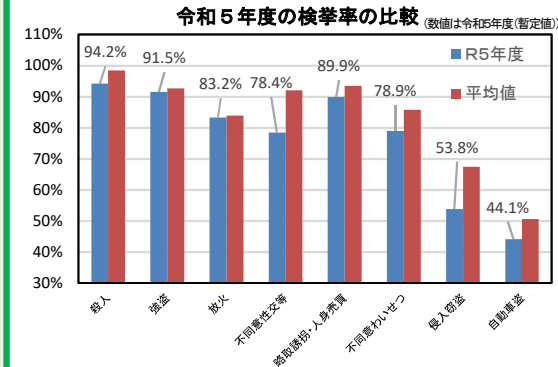
中間指標

- (1) 捜査本部設置事件（殺人に絡む事件に限る。）のうち、被疑者検挙に至った事件数
➤ 令和5年中の捜査本部設置事件27件のうち、被疑者検挙に至った事件の件数は26件
- (2) 性犯罪捜査担当者に対する研修の実施回数・受講人数
➤ 令和5年度中に計58回（前年度比－1回）
延べ1,262人（前年度比+91人）
- (3) 人質立てこもり事件等に対処するための実戦的な訓練実施回数
➤ 令和5年度中に延べ約4,300回（前年度比+約700回）
- (4) 窃盗の合同捜査本部又は共同捜査本部設置事件のうち、被疑者検挙に至った事件数
➤ 令和5年中の窃盗の合同捜査本部又は共同捜査本部設置事件71件のうち、被疑者検挙に至った事件数は63件
- (5) 犯罪死見逃し事案の発生状況
➤ 令和5年中の犯罪死見逃し事案の発生件数：0件（前年比－1件）
- (6) 防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした重要犯罪等の被疑者検挙件数
➤ 令和5年中：5,462件（前年比+942件）
- (7) 遺留指掌紋・遺留DNA型記録一致件数
➤ 令和5年中
指掌紋 3,304件（前年比+69件）
DNA型 2,658件（前年比+35件）
- (8) 捜査支援分析担当者に対する研修実施回数・受講人数
➤ 令和5年中に警察庁等において6回実施（前年比±0回）
受講者数 延べ292人（前年比－81人）
- (9) 捜査特別報奨金制度に基づく情報提供数・検挙数
➤ 令和5年中の情報提供数：約4,300件（前年比+約2,900件）
検挙（解決）事件数：0件（前年比±0件）



主な成果（指標・事例）

○殺人、強盗をはじめとする重要犯罪等の検挙率（達成年：令和5年度）
達成目標：過去5年間の平均値を上回る。



外部要素等

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加により、街頭犯罪の増加につながる可能性
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立によって、性犯罪の構成要件の明確化等がなされたことにより、性犯罪の認知件数が増加する可能性
- SNS等の匿名性、秘匿性の高い通信手段の普及により、犯罪の悪質化・巧妙化につながる可能性

基本目標 3 組織犯罪対策の推進

業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

令和6年8月
組織犯罪対策第1課
組織犯罪対策第2課

業績目標の説明

犯罪組織をめぐる情勢としては、暴力団が対立抗争を繰り返し社会にとって大きな脅威となっているほか、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺等の多種多様な資金獲得活動を行っていること等から、取締りの強化、犯罪収益の剥奪を行うなど、その人的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。

現状

- 暴力団対策法等に基づく取締り、暴力団排除の意識の浸透等を背景に、暴力団の勢力が平成17年以降減衰
- 他方で、近年、SNSを通じて緩やかな結び付きで離合集散を繰り返す匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっている。
- また、これら犯罪組織が、犯罪収益をマネー・ローンダリングし、組織の維持・拡大や将来の犯罪活動等に利用している実態がみられる。

【令和6年度の業績指標】

- ① 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等の没収・追徴の額
→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ② 特殊詐欺の中枢被疑者の検挙人員
→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ③ 暴力団員等の数
→ 前年の値を下回る。
- ④ 薬物営利事犯の検挙人員
→ 過去5年間の平均値を下回る。
- ⑤ 風営適正化法違反の検挙件数
→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ⑥ 匿名・流動型犯罪グループの検挙（事例） 等

主な取組（令和5年度までの取組）

【暴力団対策】

- (1) 行政命令を発出するなどして暴力団対策法を積極的・効果的に運用
- (2) 暴力団による資金獲得犯罪の取締りを強化
- (3) 暴力団員の離脱促進及び社会復帰支援等の各種暴力団排除活動を推進

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- (4) 近年、つながりが流動的であり、その活動を匿名化・秘匿化するなどの特徴を有する集団が治安対策上の脅威となっていることから、これらを匿名・流動型犯罪グループとして位置付け、戦略的な取締りを推進
- (5) 警察庁において、情報集約及び構築すべき体制の在り方について、都道府県警察を指導
- (6) 都道府県警察において、風俗営業等に関する犯罪グループ等の実態解明と事件化に向け、部門間の連携を強化するとともに、専従のプロジェクトチームを効果的に運用

【犯罪収益対策】

- (7) 疑わしい取引に関する情報の分析及び捜査機関等に対する分析結果の積極的な提供
- (8) 犯罪収益が海外に流れている可能性を視野に、積極的に国際交流を行うほか、外国F I Uと情報交換枠組を設定するなど、海外捜査機関等との連携を強化
- (9) 組織的犯罪処罰法の積極的な活用
- (10) 組織的犯罪処罰法等に基づく、犯罪収益及び犯罪供用物件等の積極的な没収・追徴

課題

【暴力団対策】

- ✓ 活動を不透明化させつつ、世情に応じて資金獲得活動を多様化させる状況
- ✓ 他方で、元暴力団員等が匿名・流動型犯罪グループとして活動を行う実態が近年顕著
- ✓ 取締り等と並行し、社会復帰支援等の促進が必要

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- ✓ 匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺、強盗・窃盗のみならず、違法な風俗店や悪質なスカウト等の資金獲得活動に関与しているとみられ、これまで各事件主管課において個別に事件処理等が行われてきたところ、部門横断的に情報を集約、分析し、中枢被疑者の検挙等グループの弱体化・壊滅に向けた戦略的な取締りの推進が必要
- ✓ 匿名・流動型犯罪グループは、違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に風俗営業等の事業活動に進出していることがうかがわれるものの、事業活動の資金の出所や収益の還流の有無については、一層の解明が必要

【犯罪収益対策】

- ✓ 犯罪収益をマネー・ローンダリングする際の手法の多様化・巧妙化（電子マネー、暗号資産等の新たな形態の財産、ネットバンキング、スマートフォンの電子決済機能等の新たな情報通信技術の利用等）
- ✓ 国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するために、各国F I Uが保有する情報の積極的な交換及び捜査等に関する知見の獲得が引き続き必要

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【暴力団対策】

- 暴力団の組織実態に関する情報や、取締りに資する情報の収集・分析及び取締りを引き続き推進
- 取締りと有機的に連携した暴力団排除活動を引き続き推進
- 暴力団への人的供給の遮断と暴力団からの離脱・社会復帰の支援を引き続き促進

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- 警察庁において新設された長官官房参事官（特殊詐欺対策及び匿名・流動型犯罪グループ対策担当）を中心に、匿名・流動型犯罪グループに関する情報を部門横断的に集約し、都道府県警察及び関係各部門に対して、犯罪グループの取締りに向けた取締戦略を発信
- 都道府県警察において、構築された匿名・流動型犯罪グループの実態解明・事件検挙の体制及び拡充された犯罪収益解明班を効果的に運用し、実態解明・検挙等を更に推進
- 繁華街・歓楽街における取締り等を推進するため、12都府県において新たに構築された専従体制を効果的に運用
- あらゆる法令を駆使した、匿名・流動型犯罪グループの中枢被疑者の検挙を更に推進

【犯罪収益対策】

- 疑わしい取引に関する情報の分析及び捜査機関等に対する分析結果の積極的な提供を引き続き推進
- 新たな形態の財産や新たな情報通信技術を用いたものも含め、犯罪収益のマネー・ローンダリングについて、その資金の流れの実態解明を推進するとともに、組織的犯罪処罰法等の積極的な活用による検挙及び没収・追徴を引き続き推進
- 外国F I Uとの情報交換枠組の設定を引き続き推進するほか、国際会議等の場において我が国独自の分析結果に基づく情報を発信し、外国捜査機関からの有益な情報提供を更に促進

具体的な取組状況

【暴力団対策】

R5-23

- (1) 暴力団対策法を積極的に活用して、行政命令を発出

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発出件数（件）	1,173	1,206	917	983	1,048

- (2) 暴力団構成員等の検挙を推進

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙人員（人）	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610

- (3) 暴力団の離脱、社会復帰のための就労支援を促進

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
暴力団から離脱した者の数（人）		570	510	430	360
就労支援により就労した者の数（人）		29	23	16	26

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- (4) 警察庁において、匿名・流動型犯罪グループの実態解明・取締りに関し、重点的な課題の適切な設定や、資金獲得活動の総合的分析、取締対象者を戦略的に設定した取締りが推進されるよう、都道府県警察を継続的に指導
- (5) 各都道府県警察の規模に応じ、構築すべき体制モデルを提示するとともに、捜査人員・捜査力の総量・質を抜本的に強化するよう指導
- (6) 繁華街・歓楽街における犯罪グループの収益構造に打撃を与えるべく、令和4年12月以降、7都府県において設置された組織犯罪対策部門、保安部門から成る専従のプロジェクトチームを効果的に運用

【犯罪収益対策】

R5-23

- (7) 疑わしい取引に関する情報の分析結果を捜査機関等へ提供（令和5年中、21,730件（前年比+35.9%））
- (8) 新たに6か国のFIUと当局間文書を締結し、合計116の国・地域と枠組を設定（令和6年3月末時点）したほか、エグモント・グループ会合等に参加し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論に積極的に参画
- (9)(10) 改正された組織的犯罪処罰法を積極的に活用し、組織的犯罪処罰法違反に基づく検挙を推進

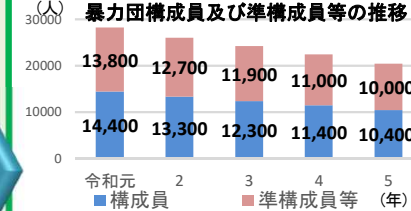
区分	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法人等事業経営支配（9条）		0	2	0	1	1
犯罪収益等隠匿（10条）		378	413	461	578	696
犯罪収益等収受（11条）		150	182	162	130	191
合 計		528	597	623	709	888

主な成果（指標・事例）

※各指標の達成年：令和5年

【暴力団対策】

- ①暴力団構成員等の数 達成目標：前年の値を下回る
- ②暴力団排除条例違反の検挙件数のうち、暴力団排除特別強化地域における特定営業等に関する利益の受供与に係る検挙件数



達成目標：過去5年間の平均値（13.6）を上回る

	平成30	令和元	2	3	4	5
検挙件数	6	7	26	22	7	15

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- ③特殊詐欺の中枢被疑者の検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る
※基本目標3・業績目標2参照

- ④匿名・流動型犯罪グループの検挙（事例）

警視庁では、グループ内の規約に違反したとして、同じグループのメンバーである男性をマンションに監禁し、殴る蹴るなどの暴行を加えた男（32）ら21人を、令和6年2月までに、監禁罪、強制わいせつ致傷罪等で逮捕した。同グループに対する捜査を進めたところ、同グループが、1,000人以上の構成員を有し、首都圏のほか、宮城県、大阪府、熊本県等の繁華街・歓楽街で広域的において、違法なスカウト行為を組織的に敢行していた実態が明らかになった。

匿名性の高い通信手段を使用するなどして緩やかな結びつきでつながったグループの男（38）らは、カンボジア王国内において特殊詐欺の架け子グループとして活動していたが、令和5年1月、通信事業者を装って高齢者に電話をかけ、虚偽の事実を告げ、25万円相当の電子マネーを購入させてだまし取った。同男らは、複数の高齢者に対して同様の手口で犯行を敢行していた。同年4月、カンボジア王国から退去強制された同男ら19人を、詐欺罪で逮捕した。

【犯罪収益対策】

- ⑤組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等の没収・追徴額

達成目標：過去5年間の平均値を上回る



その他の成果

- ⑥貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯の検挙事件数

達成目標：過去5年間の平均値（99.8）を上回る

	平成30	令和元	2	3	4	5
検挙件数	130	118	106	85	60	56

- ⑦風営適正化法違反、賭博並びに貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）を前提犯罪とするマネロン事犯の検挙事件数

達成目標：過去5年間の平均値（42.2）を上回る

	平成30	令和元	2	3	4	5
検挙件数	39	43	51	51	27	42

- ⑧賭博の検挙件数

達成目標：過去5年間の平均値（157.8）を上回る

	平成30	令和元	2	3	4	5
検挙件数	165	255	112	107	150	100

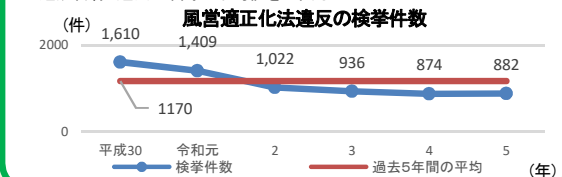
- ⑨薬物営利事犯の検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る



- ⑩風営適正化法違反の検挙件数

達成目標：過去5年間の平均値を上回る



外部要素等

- 暗号資産等の新たな形態の財産の普及に伴い、犯罪グループの多様な資金獲得活動に悪用されるおそれ
- SNS等の匿名性、秘匿性の高い通信手段の普及に伴い、犯罪グループの中核部分が匿名化されるおそれ

基本目標 3 組織犯罪対策の推進

業績目標 2 特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進

令和 6 年 8 月
組織犯罪対策第二課
生活安全企画課

業績目標の説明

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。

現状

- ナンバー・リクエスト契約数が増加するなど国民への周知等により一定の成果を上げているものの、国際電話番号の悪用が急増するなど、犯罪グループは犯行の手口を巧妙に変化させており、被害は依然として高水準
- SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増しており、極めて憂慮すべき状況
- 犯罪対策閣僚会議において「国民を詐欺から守るための総合対策」が決定されるなど、早急な対策が必要

【令和6年度の業績指標】

- ① 特殊詐欺の認知件数及び被害総額
→ 過去5年間の平均値を下回る。
- ② 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員
→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ③ SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害額等
→ 昨年の数値を下回る。

主な取組（令和5年度までの取組）

【被害防止対策】

- (1) ナンバー・ディスプレイ(※1)、ナンバー・リクエスト(※2)等の普及、迷惑電話防止機能を有する機器の設置の促進
- (2) 押収名簿を集約還元し、注意喚起
- (3) 関係事業者と連携した被害防止対策 等

※1 発信者番号を表示するサービス

※2 非通知でかかってきた電話を着信しないように設定できるサービス

【犯行ツール対策】

- (4) 050IP電話番号の利用停止の要請等の積極的な推進
- (5) 犯行ツールに係る悪質な事業者について、情報収集を強化し、あらゆる法令を駆使した取締りの推進
- (6) 受け子等を募集していると認められる投稿に対して、返信機能(リプライ)を活用した警告等を実施 等

【取締り】

- (7) 暴力団や匿名・流動型犯罪グループの実態解明の強化、中枢に打撃を与える取締りの強化 ※基本目標3・業績目標1参照
- (8) 関係都道府県警察が連携した迅速かつ効率的な初動捜査の徹底 等
- (9) 効率的な捜査のための資機材の整備 等

課題

【被害防止対策】

- ✓ 依然として被害者をだます際に用いられるツールは電話が大半を占め(77.5%)、令和5年中は国際電話番号を利用したものが急増(13,828番号(+13,678番号)。被害防止のためには、そもそも犯人からの電話を受けないための対策が必要
- ✓ 手口別では、特に架空料金請求詐欺が認知件数5,198件(+2,276件)、被害額140.4億円(+38.6億円)といずれも大幅に増加するなど、深刻な状況
- ✓ SNS型投資・ロマンス詐欺では、被害者の年齢層や、当初接触ツールなど、特殊詐欺とは異なる被害実態がみられる

【犯行ツール対策】

- ✓ 預貯金口座、携帯電話、電子マネー利用者番号等の転売・買取り等を行う悪質な事業者が依然として存在
- ✓ 電話転送サービスや050IP電話等が犯行に利用されるケースが依然として多くみられる
- ✓ 犯罪グループがSNSを利用して受け子等の実行犯を募集している状況が依然としてみられる
- ✓ SNS型投資・ロマンス詐欺では、SNSやマッチングアプリが広く悪用されており、当初接触ツールや被害時の連絡ツールの約9割を占めている状況(令和5年中、認知件数3,846件、被害額約455.2億円)

【取締り】

- ✓ 中枢被疑者、指示役、現場実行犯等の役割分担による犯行の分業化と、互いが素性を明かさず、連絡の痕跡を残さない匿名化の進展
- ✓ 犯行拠点の多様化(海外拠点を含む)・小規模化、短期間で移転する傾向の強まり

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【被害防止対策】これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 国際電話の着信ブロック及びナンバー・リクエスト等の普及に加え、優良防犯電話の普及による犯人からの電話を直接受けないための対策の推進
- コンビニエンスストア等と連携した電子マネー購入客への声掛けや電子マネー発行会社における電子マネーの利用の停止等の対策強化
- SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態等に応じた効果的な広報啓発の更なる推進

【犯行ツール対策】これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 悪質な電話転送サービス事業者が保有する在庫番号の一括利用停止等の積極的な推進
- 携帯電話不正利用防止法や犯罪収益移転防止法等のあらゆる法令を駆使した取締りの強化
- SNS事業者、マッチングアプリ等を提供するアプリ事業者と緊密に連携した悪用防止対策の推進

【取締り】これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 令和6年4月に各都道府県警察に構築された特殊詐欺連合捜査班(TAIT)を活用した迅速かつ効果的な捜査の推進
- 外国当局との捜査共助等の推進による、海外拠点の積極的な摘発 ※基本目標3・業績目標3参照

基本目標3・業績目標2

具体的な取組状況

被害防止対策

- (1) NTT東日本・西日本に対する働き掛けにより、同社では、特殊詐欺被害防止のため、令和5年5月から70歳以上の契約者及び70歳以上の方と同居する契約者の回線を対象に、ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストを無償化等する取組を実施
- (2) 「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(略称：SOS47)と共に、ナンバー・リクエストの無償化等の、犯人から電話がかかってくることを阻止するための取組について広報啓発活動を実施
- (3) 捜査過程で入手した名簿を集約還元し、警察が民間委託したコールセンターからの架電等による注意喚起を通じて特殊詐欺の被害を未然に防止する取組を実施
- (4) 金融機関・コンビニ等関係事業者と連携した被害の未然防止対策を実施

犯行ツール対策

- (5) 犯行に使用された固定電話番号等の利用停止、新たな固定電話番号等の提供拒否の要請、新規番号の提供拒否対象契約者等が保有する固定電話番号等の利用停止等の要請を実施
- (6) 架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の流通を遮断するとともに、犯罪収益移転防止法等による積極的な検挙活動の実施
- (7) 受け子を募集していると認められる投稿に対して、返信機能(リプライ)を活用した警告等を実施

等

取締り

- (8) 犯罪グループの実態解明と、組織に実質的な打撃を与える取締りの実施
- (9) 首都圏派遣捜査専従班の積極的な活用
- (10) 特殊詐欺等に係る効率的な捜査の推進のための資機材の整備：防犯カメラ映像収集装置(12式 1,386万円(前年比+12式 +1,386万円))、携帯電話等端末情報の現場保存用資機材(48式 3,188万円(前年比+1式 +306万円))

外部要素等

・SNS等の匿名性、秘匿性の高い通信手段の普及に伴い、犯罪グループの中核部分が匿名化されるおそれ

中間指標

① ナンバー・リクエストの契約数

➤ 令和5年12月末時点で**約33万件**(前年同期比+約20万件)

② コールセンターによる被害の防止件数

➤ 令和5年度中、コールセンターからの架電による注意喚起を通じて**226件**(前年比-23件)の被害を阻止

③ 金融機関・コンビニ等関係事業者と連携した被害の未然防止件数

➤ 令和5年中、**2万2,346件**(前年比+3,616件)、**約71.1億円**(前年比-8.5億円)の被害を阻止(阻止率54.6%)

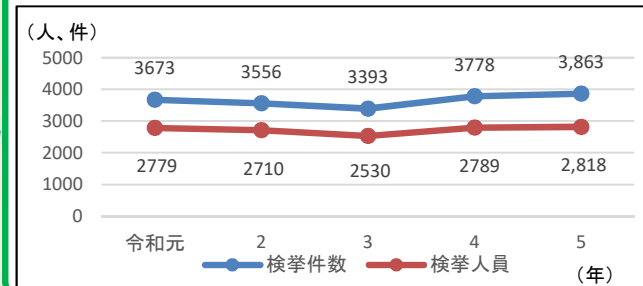
④ 犯行に使用された固定電話番号等の利用停止件数

➤ 固定電話番号**880件**(前年比-2,521件)

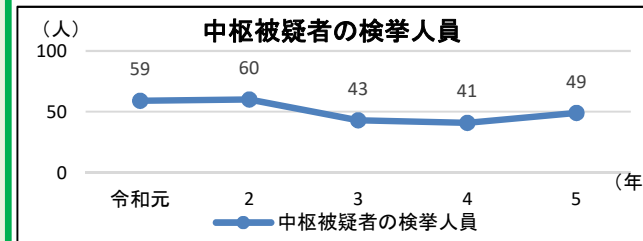
➤ 050IP電話番号**7,372件**(前年比+5,265件)

※このほか、新たな固定電話番号等の提供拒否の要請を**6件**、新規番号の提供拒否対象契約者等が保有する固定電話番号等の利用停止等の要請を**4事業者(3,270番号)**に実施

⑤ 助長犯罪の検挙件数及び検挙人員



⑥ 中枢被疑者の検挙人員



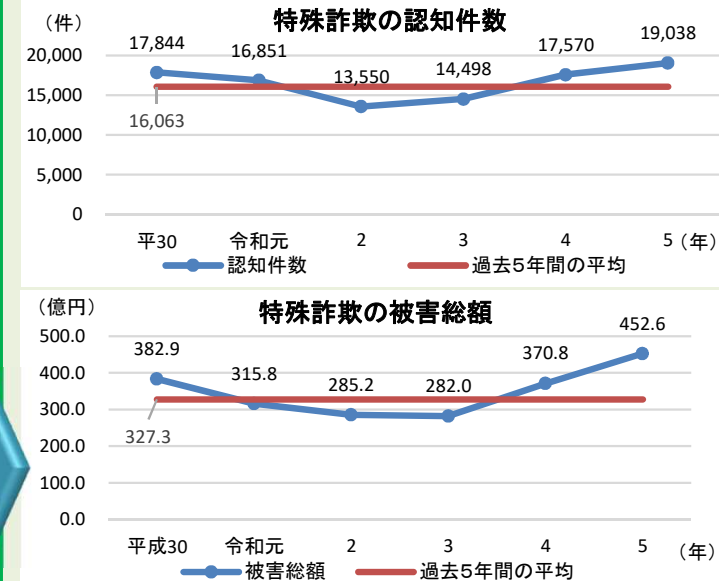
⑦ 組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益隠匿・收受等)の検挙件数及び検挙人員

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙件数(件)	147	124	137	356
検挙人員(人)	22	29	18	127

主な成果(指標・事例)

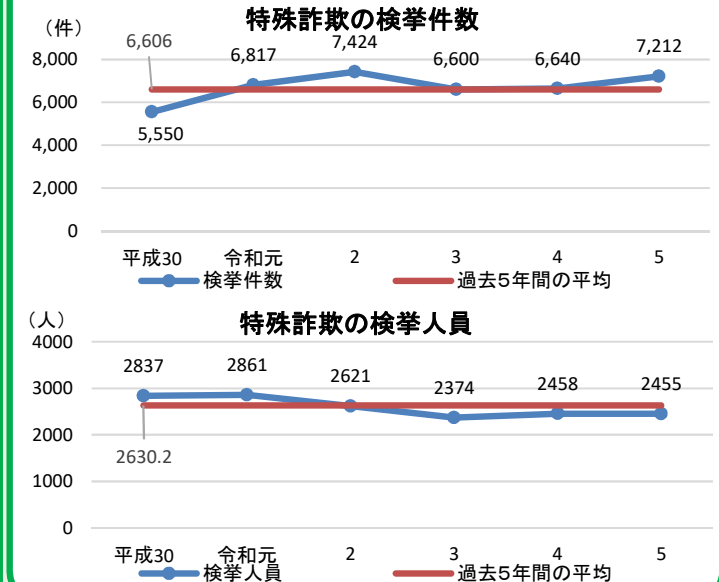
① 特殊詐欺の認知件数及び被害総額

達成目標：過去5年間の平均値を下回る(達成年：令和5年)



② 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る(達成年：令和5年)



基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

業績目標 3 道路交通環境の整備

令和6年8月
交通規制課

業績目標の説明

社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業の推進その他の施策により、道路交通環境を整備する。

現状

- 信号灯器のLED化をはじめとする交通安全施設等の整備を推進するとともに、必要性が低下した交通安全施設等の撤去を行うなどの合理化を推進
- 交通安全施設等の計画的な更新等の取組を推進しているものの、長年にわたる量的規模の拡大等により、更新が老朽化に追いついていない状況にあり、例えば、更新基準を超えた信号制御機の割合は近年約24%で高止まりしているなど、未だ改善傾向とは言えない状況
- 令和5年は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う社会活動の活発化等を背景として、交通事故死者数が増加に転じるなど、引き続き交通安全の確保に万全を期す必要

令和6年度の業績指標

- ① 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故
→ 信号機の改良等により、令和3年度から令和7年度末までに、死傷事故を約1万8,000件／年抑止
事故危険箇所対策により、令和7年における対策実施箇所の死傷事故を令和元年比で約3割抑止
- ② 信号制御の改良等により実現される円滑な交通
→ 信号制御の改良等により、令和3年度から令和7年度末までに、
 - 1 対策実施箇所において通過時間を約1,800万人時間／年短縮
 - 2 二酸化炭素の排出量を約3万t-CO2／年抑止
 - 3 バリアフリー対応型信号機・音響信号機及びエスコートゾーンの整備（原則100%）（注1）
- ③ 老朽化した信号機数
→ 令和3年度から令和7年度末までに約45,000基を更新し、老朽化した信号制御機を約6万基以下に抑える
- ④ 信号機電源付加装置の整備台数
→ 令和3年度から令和7年度末までに約2,000台を整備する

主な取組（令和5年度までの取組）

特定交通安全施設等整備事業
交通安全施設等整備事業効果測定
（→業績指標①～④）

課題

- ✓ 信号機の改良等により抑止される死傷事故件数や短縮される通過時間、抑止されるCO2排出量等の伸びがやや低調（別紙「主な成果（指標・事例）」参照）
- ✓ 背景として、交通安全施設等の整備に係る予算が伸びていないほか
 - ・ そもそも死傷事故件数が低減しているため、ここ数年での減少幅が必然的に小さくなっている
 - ・ 対策効果の大きい交差点から順次改良しているため、20年以上にわたる社会資本整備重点計画に基づく整備の結果、1事業あたりの効果が減少している等やむを得ない事情はあるものの、交通の安全と円滑を確保するための努力が必要

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

- 重要性・必要性に応じた資源配分、持続可能な交通規制の推進
 - ・ 厳しい財政状況の中、必要性が低下した交通安全施設等の撤去を進めるとともに、重要性・必要性に応じた資源配分を行い、信号機の改良・更新や信号機電源付加装置の整備等を推進（継続・拡充）
 - ・ 持続可能な交通規制に向け、横断歩道標識の省略や、横断歩道標示の白線の設置間隔の柔軟化に係る法令改正を実施（新規）
- 第六次社会資本整備重点計画の策定に向け、効果測定及び指標を現実に即したものにすべく、その在り方を検討（新規）
- 「ゾーン30プラス」の更なる推進
 - ・ 道路管理者と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を更に推進（継続）
- 道路標識等によらない生活道路対策の推進
 - ・ 中央線のない道路等の法定速度引下げに係る法令改正を実施（新規）
- 既存機能の整理、見直しを行い、次期広域交通管制システムの仕様を検討（新規）
- 今後の交通管制の在り方に関する調査検討会の意見、論点を踏まえ、今後、関係者において議論を行い、民間プローブ情報を活用した交通管制システムの仕様書等を作成（新規）

生活道路対策等の推進
自転車の通行空間の整備
（→業績指標①）

- ✓ 令和5年中における状態別の交通事故死傷者数を見ると、車道幅員5.5m未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者が占める割合は、車道幅員5.5m以上の道路の約1.8倍
- ✓ 他方、持続可能な交通規制に向け、道路標識等によらない生活道路対策が必要

広域交通管制システムの活用・更新
（→業績指標②）

- ✓ 次期広域交通管制システムの更新整備に向け、業務の合理化・システムのスリム化を検討することが必要

今後の交通管制の在り方に関する
調査研究（→業績指標②）

- ✓ 今後、民間プローブ情報の品質・情報量の改善、旅行時間を推定するAIの性能評価の方法の検討、渋滞長を推定するモデルの精度評価が必要

注1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備するとともに、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分において、音響信号機及びエスコートゾーンを整備する。

具体的な取組状況

特定交通安全施設等整備事業
交通安全施設等整備事業効果測定（継続）

R5-29, 34

- 信号機等のLED化
 - ・ 令和5年度末時点で、信号機等の約72.8%をLED化
- 信号機の改良
 - ・ 令和5年度中に、多現示化259基（前年度比36基減）、歩車分離化77基（前年度比23基減）等の改良を実施
- 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機のバリアフリー化を推進したほか、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分において、音響信号機やエスコートゾーンの設置を推進
 - ・ 令和5年度末時点で、主要な生活関連経路を構成する道路における信号機のバリアフリー化を26,479か所（約98.8%）で完了
 - ・ 令和5年度末時点で、特に必要と認められる部分において音響信号機及びエスコートゾーンの整備を1,596か所（約66.4%）で完了
- 更新基準（概ね19年）を超えた信号制御機を更新
 - ・ 令和5年度中に6,667基を更新し、令和3年度から令和5年度で計20,058基（令和7年度目標の約44.6%）を更新
- 信号機電源付加装置の整備
 - ・ 令和5年度中に332台を整備し、令和3年度から令和5年度で計955台（令和7年度目標の約47.8%）を整備

生活道路対策等の推進
自転車の通行空間の整備（継続）

- こどもが日常的に集団で移動する経路について、合同点検に基づく対策を実施し、令和5年度末時点で16,977か所（約99.9%）の対策が完了
- 最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、整備を推進。令和5年度中に62か所を整備し、令和5年度末時点で全国128か所で整備
- 普通自転車専用通行帯の整備を推進し、令和5年度末時点で整備延長は633.6km（速報値）に（前年度比44.7km増）

広域交通管制システムの活用・更新（継続）

- 令和5年度中、3事例（令和5年奥能登地震、令和6年能登半島地震、G7広島サミット）で広域交通管制システムを活用し、以下の取組を実施
- 都道府県警察の交通管制システムから、渋滞情報、旅行時間情報、交通量、交通監視画像等のデータを警察庁へ集約することで、災害発生時や大規模警備時等に関連道路の交通量、規制等を把握するとともに、各都道府県警察への交通規制等に関する指示・指導を実施
（参考：広域交通管制システムにより、大規模災害発生地域において民間事業者からの情報提供開始後6時間で通行可能の情報を把握できた区間の割合は、令和5年度で85.6%）

今後の交通管制の在り方に関する調査研究（継続）

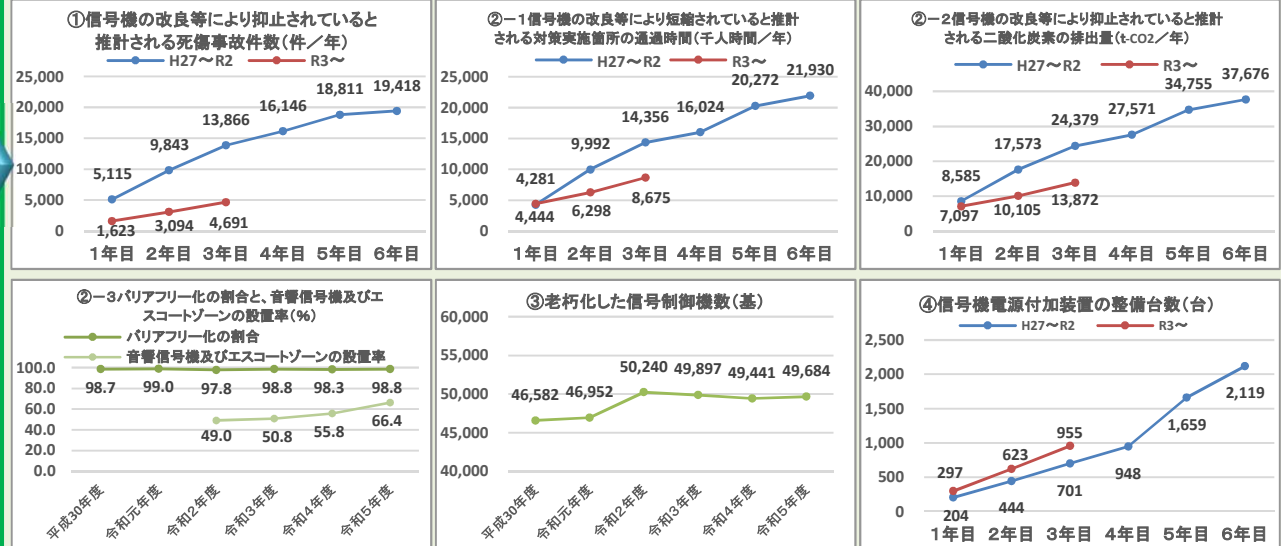
R5-35

民間プローブ情報を活用するモデルシステムを用いた実証実験を実施し、その結果を踏まえた交通管制システムの標準仕様書案を取りまとめ。また、中長期的な課題に係る検討を実施

主な成果（指標・事例）

達成目標に対する成果

- ① 信号機の改良等により、令和3年度から令和7年度末までに、死傷事故を約1万8,000件／年抑止
成果：令和3年度から令和5年度で約4,691件／年抑止（暫定値）⇒ やや低調
- ②-1 信号制御の改良等により、令和3年度から令和7年度末までに、対策実施箇所において通過時間を約1,800万人時間／年短縮
成果：令和3年度から令和5年度で、約868万人時間／年短縮（暫定値）⇒ やや低調
- ②-2 信号制御の改良等により、令和3年度から令和7年度末までに、二酸化炭素の排出量を令和7年度末までに約3万t-02／年抑止
成果：令和3年度から令和5年度で、約1.4万t-02／年抑止（暫定値）⇒ やや低調
- ②-3 バリアフリー対応型信号機・音響信号機及びエスコートゾーンの整備（令和7年度までに原則100%）
成果：令和5年度において、信号機のバリアフリー化の割合は約98.8%、音響信号機及びエスコートゾーンの整備率は約66.4%
⇒ 信号機のバリアフリー化は概ね順調、一方音響信号機及びエスコートゾーンの整備率はやや低調
- ③ 令和3年度から令和7年度末までに約45,000基を更新し、老朽化した信号制御機を約6万基以下に抑える
成果：令和3年度から令和5年度で20,058基を更新し、老朽化した信号制御機は約5万基に ⇒ 概ね順調
- ④ 令和3年度から令和7年度末までに約2,000台の信号機電源付加装置を整備する
成果：令和3年度から令和5年度で、信号機電源付加装置を955台整備 ⇒ 概ね順調



成果事例

- 能登半島地震において、発災後速やかに、民間プローブ情報から通行実績情報（いわゆる「通れたマップ」）を生成し、都道府県警察が人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施するための情報として活用するとともに、国民の避難路や迂回路に係る情報として公益財団法人日本道路交通情報センターのウェブサイトでも一般にも提供（右図）
- 「今後の交通管制の在り方に関する調査研究」では、民間プローブ情報とAIを用いた省感知器信号制御のモデルシステムで、従来の信号制御と同程度の制御ができたことを確認



基本目標 5 国の公安の維持

業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

令和6年度
警察
第3
月課
課

業績目標の説明

的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等（※1）を含む警備犯罪（※2）の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。

※1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムや過激な大衆運動に伴う大規模暴動等

※2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種社会運動に伴う犯罪

現状

- 主要警備対象勢力による「テロ、ゲリラ」等の脅威のほか、近年はいわゆるローン・オフエンダーによる違法行為や小型無人機を使用するテロ等、脅威が多様化
- 岸田内閣総理大臣に対する爆発物使用襲撃事件が発生し、ローン・オフエンダー対策の必要性が現実化
- 小型無人機の性能向上や海外での小型無人機を使用した攻撃事案発生等、小型無人機による重要施設等へのテロ等の脅威の高まり

【令和6年度の業績指標】

- ① 主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙状況
→ 主要警備対象勢力に係る犯罪の取締りを徹底し、事件検挙を通じて同勢力の実態解明を進める。
- ② 重大テロ事案等の発生状況
→ 主要警備対象勢力による違法行為の取締りや関連情報の収集・分析を引き続き推進する。
- ③ 治安警備の完遂状況
→ 国内外の情勢に応じた適切な警備措置を行う。

主な取組（令和5年度までの取組）

主要警備対象勢力による違法行為の取締り等

ローン・オフエンダー等対策の強化

重要施設等の警戒警備

小型無人機対策

重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施・関係機関との連携

課題

【主要警備対象勢力による違法行為の取締り等】

- ✓ テロ等重大事案を未然に防止して公共の安全と秩序の維持を図るため、主要警備対象勢力による違法行為の取締り、関連情報の収集・分析を引き続き推進することが必要

【ローン・オフエンダー等対策の強化】

- ✓ 一部の都道府県警察で試行実施した新たな業務モデルの推進状況を踏まえつつ、今後、全国の都道府県警察において実施していくことが必要

【重要施設等の警戒警備】

- ✓ 情勢を踏まえた警戒警備の見直しが必要
- ✓ 各種警備措置の適切な実施のため資機材の更なる整備が必要
- ✓ 鉄道車両内での事件等、昨今の情勢も踏まえ、施設管理者との連携強化を通じ、警戒警備に万全を期すことが必要

【小型無人機対策】

- ✓ 警備実施における小型無人機の利活用や違法な小型無人機への対処をより一層効果的に行うため、利活用・対処の両面から一元的に推進していく必要
- ✓ 小型無人機による重要施設等へのテロ等の脅威の高まりを踏まえ、対策に万全を期すため、資機材の更なる整備が必要
- ✓ 万全かつ効果的な対策を行うため、施設管理者との連携強化が必要
- ✓ 対策に万全を期すため、資機材の活用に係る練度の更なる向上が必要

【重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施・関係機関との連携】

- ✓ 重大テロ事案等の発生時において迅速かつ的確な対処を行うため、訓練内容の充実や多様な場面を想定した更なる訓練が必要
- ✓ 重大テロ事案等の発生時において、関係機関と連携して対応する必要があることから、関係機関との更なる連携強化の取組が引き続き必要

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【主要警備対象勢力による違法行為の取締り等】

- 引き続き、以下の取組を実施
- 主要警備対象勢力による違法行為の取締りを推進
- 関連情報の収集・分析を継続的に推進

【ローン・オフエンダー等対策の強化】

- 新たに、全国展開した業務モデルの定着と高度化を図るため、運用状況の検証及び業務モデルの見直しを実施

【重要施設等の警戒警備】

- 引き続き、情勢を踏まえ、警戒態勢等を見直し
- 各種装備資機材の海外調査の新規実施・充実強化
- 警戒警備に万全を期すため、引き続き、施設管理者への働き掛けを強化

【小型無人機対策】 これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 小型無人機対策について利活用・対処の両面から一元的に推進
- 先端技術の動向も含めた資機材の調査
- 小型無人機の利活用・対処に向けた資機材の整備
- 施設管理者との連携強化に向けた合同訓練等の実施
- 資機材の運用能力向上に向けた教養・訓練の実施

【重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施・関係機関との連携】

- 引き続き、以下の取組を実施
- 訓練の在り方について見直すとともに、厳しい事案や多様な場面を想定した訓練の実施を推進
- 関係機関との平素からの情報共有の高度化、各種合同訓練における内容の多様化を推進

具体的な取組状況

主要警備対象勢力による違法行為の取締り等

R5-36, 37, 38, 39, 40, 41

引き続き、以下の取組を実施

- (1)ア 極左暴力団の「テロ、ゲリラ」事件の未然防止や非公然アジトの摘発、非合法活動の検挙
 イ 右翼による街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴う違法行為の検挙
 ウ オウム真理教信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りの推進と関係機関と連携した実態解明

ローン・オフエンダー等対策の強化

- (2) 新たに、警備部門に司令塔を置き、情報の一元的な集約、危険度評価、関係部門が連携した対策を講じる新たな業務モデルの全国展開を見据え、一部の都道府県警察において試行を実施し、その効果や課題を抽出

重要施設等の警戒警備

引き続き、以下の取組を実施

- (3)ア 原子力関連施設、首相官邸等の重要施設、米国関連施設等に機動隊等を配置して警戒警備を実施
 イ 事業者と連携した鉄道・空港等の公共交通機関等の警戒警備

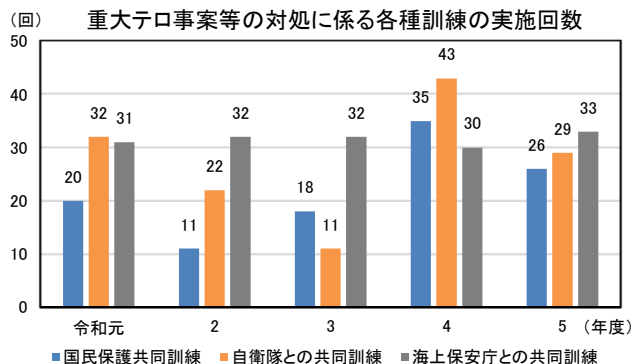
小型無人機対策

- (4)ア 引き続き、小型無人機を検知する資機材やジャミング装置等の小型無人機対策用資機材の充実強化
 イ 小型無人機対策に関する関係省庁会議の開催等、空港や自衛隊等関係機関との連携強化に係る新たな取組の実施
 ウ 官邸等の重要施設やG7広島サミット等における会場周辺での上空に対する警戒等の実施

重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施・関係機関との連携

引き続き、以下の取組を実施

- (5)ア より厳しい事案や多様な場面を想定した訓練の実施
 イ 地方自治体、自衛隊、海上保安庁、事業者等との合同訓練等各種訓練の実施
 ウ 中央及び各原発関連施設設置道県において、原発連絡会議を定期的に開催し、平素からの連携を強化



主な成果（指標・事例）

主要警備対象勢力（※3）に係る犯罪の検挙状況（達成年：令和5年）

※3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象

達成目標：主要警備対象勢力に係る犯罪の取締りを徹底し、事件検挙を通じて同勢力の実態解明を進める。

年	令和元	2	3	4	5
極左暴力団に係る事件検挙件数 (検挙人員)	17(19)	8(10)	8(9)	3(6)	21(26)
右翼運動に伴う事件検挙件数 (検挙人員)	94(112)	62(85)	44(54)	41(58)	56(76)
オウム真理教に係る事件検挙件数 (検挙人員)	1(2)	1(1)	3(3)	1(1)	2(4)

治安警備の完遂状況（達成年：令和5年度）

達成目標：国内外の情勢に応じた適切な警備措置を行う。

事例 G7広島サミット等警備

G7広島サミット及び全国各地で実施された関係閣僚会合並びにこれらの関係行事においては、会場周辺等における警備措置、多数の要人の警護、経空テロ対策・小型無人機対策、水上警備対策に加え、合同訓練等を通じた関係機関との連携を各会合の開催地道府県警察が実施した。

加えて、全国警察がそれぞれの管内の重要施設等の警戒を徹底するなど、全国警察の総力を挙げて、G7広島サミット等警備を完遂した。

事例 在京イスラエル大使館警備

令和5年11月16日、東京都千代田区の在京イスラエル大使館付近において、同大使館の警戒警備のため警察が設置していた伸縮式車両阻止柵により、突入しようとした車両1台を阻止、同大使館の人的・物的被害を未然に防止した。

ローン・オフエンダー等対策の強化と重大事案等の発生

令和5年4月15日、被疑者が和歌山県和歌山市雑賀崎漁港において演説を予定していた岸田文雄内閣総理大臣に向けて爆発物を投擲し、周囲に聴衆が所在する中で爆発する事件が発生した。警護員の的確な任務遂行により岸田総理の身の安全は確保されたものの、岸田総理のみならず聴衆を危険にさらす重大な事態となった。本件は、犯行状況等からローン・オフエンダーによる犯行と考えられることから、警備部門に司令塔を置き、情報の一元的な集約、危険度評価、関係部門が連携した対策を講じる新たな業務モデルを推進するなど、対策を強化。

外部要素等

- G7広島サミット等の開催により、多数の要人が参加する会合が全国各地で開催された
- 国内外の情勢の変化により、我が国の治安情勢に影響が生じた

業績目標の説明

的確な災害警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。

現状

- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害・土砂災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震・津波、火山災害等が発生した際に的確に対処できるよう、これまで災害対策用資機材の整備や災害警備訓練の高度化を推進し、発災時には被災者の救出・救助等の災害警備活動を実施してきた。
- 令和6年能登半島地震においては、発災当初、道路寸断により被災地へのアクセスが困難になるなどの状況下であったが、関係機関と連携し、災害警備活動を的確に実施した。

【令和6年度の業績指標】

災害警備活動の実施

→ 的確な災害警備措置による災害発生時の被害の最小化等

主な取組（令和5年度までの取組）

【災害警備活動の実施】

- (1)ア 被災地警察による被災現場での災害警備活動の実施
 - イ 警察庁・被災地警察本部における活動

課題

【災害警備活動の実施】

- ✓ 適切な災害警備体制を構築するため、発災直後に被害規模を把握する必要
- ✓ 被災者の救出・救助等のため、全国から広域緊急援助隊等の部隊を迅速に被災地に派遣する必要
- ✓ 救出・救助活動に加えて、被災者・被災地の安全・安心を確保するための取組を行う必要
- ✓ 発災後の警察活動や被災地における防犯情報等について、より戦略的な広報活動を行う必要
- ✓ 停電、断水等が続く過酷な環境下で長期間活動する必要

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【災害警備活動の実施】

- 令和6年能登半島地震への対応等を踏まえ以下の課題について更なる検討を実施
- 発災最初期より迅速・正確な情報収集、
 - より迅速な部隊展開のための被災地到達ルートの把握、空路輸送を前提とした常同装備品の整理・訓練
 - 救出救助・捜索活動、交通規制等の交通対策
 - 広域警察航空隊による情報収集、孤立集落対策
 - 被災地の警戒、各種犯罪への対策、各種相談等被災者支援
 - 警察活動や防犯情報等についての情報発信
 - 対応が長期化する中での警察活動の維持
 - 警察職員の心身の健康管理、受援・補給対策その他支援体制等
 - 警察庁における対応体制

【災害対策用資機材の整備】

- (2)ア 災害対策用資機材の活用状況や部隊員のニーズを把握
 - イ これまでの災害対応等を踏まえた災害対策用資機材の整備

【災害対策用資機材の整備】

- ✓ 道路寸断等の困難な状況においても、部隊を被災地に迅速に展開するため、空路輸送を前提とした資機材の整備や新技術の活用が必要
- ✓ 出動に際して災害対策用資機材が使用可能な状態で適切に整備されていることが必要

【災害対策用資機材の整備】

- 令和6年能登半島地震への対応等を踏まえ以下の取組を実施
- 新技術の導入を含めた災害対策用資機材の充実強化
 - 引き続き、更新時期が到来した災害対策用資機材について、故障状況等を確認した上で必要数を更新整備

【災害警備訓練の実施・関係機関との連携】

- (3)ア 訓練の高度化の推進
 - イ 災害警備訓練施設の活用
 - ウ 関係機関との合同訓練・情報交換の実施

【災害警備訓練の実施・関係機関との連携】

- ✓ 気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害・土砂災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震・津波、火山災害等に、よりの確に対応できるよう、災害対応能力の更なる向上及び関係機関との連携の一層の深化が必要

【災害警備訓練の実施・関係機関との連携】

- 令和6年能登半島地震への対応等を踏まえ、引き続き以下の取組を実施
- 災害警備訓練の更なる高度化
 - 災害警備訓練施設の積極的な活用
 - 合同訓練等を通じた関係機関との一層の連携強化

具体的な取組状況

災害警備活動の実施

R5-9, 10, 36, 37, 44, 52

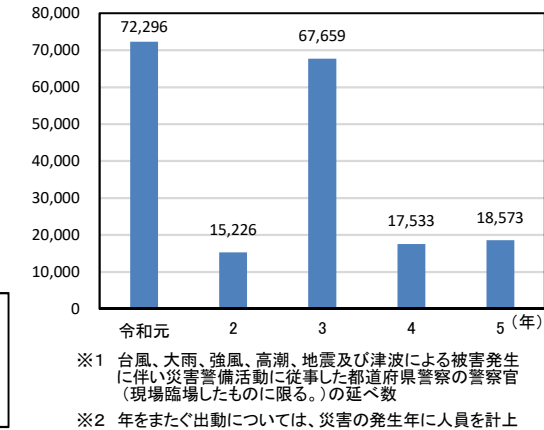
災害発生時に必要に応じて以下の取組を実施

(1)ア 被災地警察による被災現場における災害警備活動の実施

被災者の救出・救助、行方不明者の捜索、交通対策、検視活動、安全安心のための諸活動といった各種災害警備活動

イ 警察庁・警察本部における災害警備活動被害状況についての情報収集、初動指揮体制の確立、部隊派遣の調整・運用、情報発信、交通対策、犯罪対策等の活動

令和6年能登半島地震においては、全国から警察災害派遣隊等の警察官等延べ約12万6,000人を石川県警察に派遣した。(令和6年8月16日現在)

災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数
(令和6年7月末現在)

災害対策用資機材の整備

R5-36, 37, 44

引き続き、以下の取組を実施

(2)ア 活用状況や部隊員のニーズを踏まえ、整備する災害対策用資機材を選定

イ 最近の災害への対応状況等を踏まえつつ、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震・津波、火山災害等に的確に対処できるよう、災害対策用資機材の整備を推進

災害警備訓練の実施・関係機関との連携

R5-37, 44

引き続き、以下の取組を実施

(3)ア・災害警備訓練の高度化を推進

・部隊員の対処能力向上のため、専門的技能及び知識を有する警察庁指定広域技能指導官を訓練に派遣

イ 災害の特性に即した実戦的訓練を実施可能な近畿管区警察局災害警備訓練施設及び警視庁・東日本災害警備訓練施設の積極的な活用について警察庁が全国警察を指導

ウ 連携強化を図るため、消防、自衛隊、DMAT等の関係機関との高度かつ実戦的な合同訓練等を実施

主な成果(指標・事例)

災害警備活動の実施(達成年:令和5年度)

達成目標:的確な災害警備措置による災害発生時の被害の最小化等

【令和6年能登半島地震】

※1 死者数については、石川県資料による(令和6年8月13日現在)。
※2 死者数については、災害関連死を除く。

令和6年1月1日、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震が発生。この地震により、多数の倒壊家屋や大規模な土砂崩れ・火災等が発生し、死者229人等の甚大な被害。警察では、発災直後から、全国から石川県に広域緊急援助隊、警察用航空機(ヘリコプター)を派遣。通信途絶、道路寸断、断水等の過酷な環境下において、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、交通対策、防犯対策等の各種警察活動を実施。

【例】石川県珠洲市において、倒壊した家屋に閉じ込められた要救助者を救出するため、整備した救助用支柱器具(レスキューサポート)を的確に使用し、要救助者・救助隊員の安全性を確保した上で要救助者を無事救出した。

今次地震への対応を踏まえ、大規模災害対策の更なる強化に向けた取組を実施

- 半島という地理的特性等から被災地への部隊展開に困難が見られ、一部部隊は自衛隊ヘリによる空路輸送。携行資機材が限定された中で救助活動を行う必要。
 - 空路輸送を前提とした資機材の整理・整備及び訓練の実施。
- 避難により住民の多くが不在となる地域の防犯対策が重要。
 - 発災時に、上記地域におけるパトカー等による見せる警戒活動、防犯カメラの設置等の被災者・被災地の安全・安心を確保するための取組を実施。

【近年発生した主な自然災害】

年 区分		令和元				2				3				4				5			
		地震	台風	大雨	計	地震	台風	大雨	計	地震	台風	大雨	計	地震	台風	大雨	計	地震	台風	大雨	計
警察庁において災害情報連絡室以上の警備本部を設置した災害の件数		9	8	3	25	7	4	2	15	10	4	3	22	12	4	4	26	7	4	4	20
人的被害 (人)	死者	0	90	19	109	0	3	84	87	2	3	40	45	3	11	1	15	1	9	14	24
	行方不明者	0	4	0	4	0	3	2	5	0	0	1	1	0	2	0	2	0	2	1	3
	負傷者	58	696	27	781	18	147	90	255	256	75	29	360	268	216	6	492	61	241	24	326

※1 表中の人的被害については、消防庁資料による(令和6年8月16日現在)。

※2 表中の死者数については、災害関連死を除く。

※3 表中の計については、津波、噴火の数値を含む。

外部要素等

- 災害の発生状況や発生規模等が、災害警備活動の実施内容等に影響する

基本目標 6 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標 1 サイバー事案対策の推進

令和6年度
サイバー事案
捜査課

業績目標の説明

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいることを踏まえ、国内外の関係機関等と連携し、サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全・安心を確保する。

現状

- 情報窃取や重要インフラ等の機能に影響を及ぼすことを目的としたサイバー攻撃が発生
- ランサムウェア被害が依然高水準で推移
- クレジットカード不正利用被害の急増、インターネットバンキングに係る不正送金被害が過去最多
- 令和5年におけるサイバー犯罪の検挙件数は、12,479件（前年比+110件）となり、過去最多

【令和6年度の業績指標】

- ① サイバー事案の検挙状況等
→ サイバー事案に関する取締り、外国捜査機関等と連携した国際共同捜査への参画等を推進する。
- ② サイバー事案の被害防止対策の推進状況
→ 関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進する。

主な取組（令和5年度までの取組）

【取締りの徹底】

- (1) 重大サイバー事案の取締りに向けたサイバー特別捜査隊（現サイバー特別捜査部）による都道府県警察への支援
- (2) 国外機関等との連携強化や国際共同捜査への参画
- (3) パブリック・アトリビューションの積極的な実施によるサイバー攻撃の抑止

課題

【取締りの徹底】

- ✓ 犯行手口と技術は高度化し続けることから、サイバー空間の脅威への警察全体の対処能力を強化することが不可欠
- ✓ 匿名性の高い通信手段、犯罪収益等の移転への暗号資産の悪用等により、サイバー事案の捜査には、高度な専門的知識・技能が不可欠
- ✓ 国境を越えて敢行されるサイバー事案に、我が国の警察のみで対処するのは困難

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【取締りの徹底】

- サイバー事案への対処体制、部門間連携の更なる強化
- サイバー特別捜査部及び都道府県警察サイバー部門への情報集約の強化、暗号資産追跡捜査の推進
- サイバー空間の脅威への対処に関する国際連携の更なる推進
- パブリック・アトリビューションの積極的な実施によるサイバー攻撃の更なる抑止
→ サイバー事案の取締りの一層の推進

【被害防止対策】

- (4) 関係機関・団体と連携した被害防止対策／事業者等に対する注意喚起の実施
- (5) 一般国民への啓発活動の実施
- (6) 違法情報・有害情報対策の実施
- (7) 被害の潜在化の防止（【取締りの徹底】とも関連）

【被害防止対策】

- ✓ 被害防止には、犯行に悪用されるサービス等への対策と犯行手口等を踏まえた対策の広報啓発が不可欠
- ✓ 急増するフィッシングによるクレジットカード不正利用、インターネットバンキングに係る不正送金の被害を防ぐため、官民連携の深化が不可欠
- ✓ 違法情報・有害情報が未だに氾濫

【被害防止対策】

- 生成AI等先端技術の活用による警察の対処能力の強化
- 関係機関・団体と連携した注意喚起や被害防止対策の更なる推進
- EC加盟店等との情報共有等の連携の検討推進
- 社会情勢を的確に反映した取扱情報の範囲の拡充や、情報収集の一元化等、インターネット・ホットラインセンター（IHCC）及びサイバーパトロールセンター（CPC）の機能の更なる強化
→ サイバー事案の被害防止対策の一層の推進

具体的な取組状況

【取締りの徹底】

R5-46

- (1) サイバー特別捜査隊において、暗号資産追跡結果をはじめとする、都道府県警察から集約した情報を俯瞰的・横断的に分析し、その結果得られた有益な情報を還元するなどして、都道府県警察における捜査を支援【継続】
- (2) 都道府県警察やサイバー特別捜査隊における捜査で得られた情報を外国捜査機関等と共有するなどして、国際共同捜査に参画【継続】
- (3) 国家を背景とするサイバー攻撃グループによるものとみられるサイバー攻撃に関し、国外の関係機関と連携し、パブリック・アトリビューションを実施【新規】

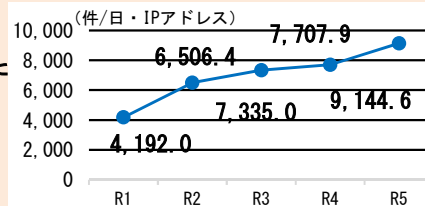
【被害防止対策】

R5-45

- (4) フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害が急増したことを受け、関係機関・団体と連携した注意喚起を実施【継続】
医療機関においてランサムウェアによる被害が発生していることを受け、令和5年4月、日本医師会との間で覚書を締結するとともに、令和5年5月、四病院団体協議会及び各国公私立大学病院に対して、サイバー事案に係る連携強化に関する依頼を実施【新規】
- (5) サイバー犯罪ボランティア広報啓発コンテストの開催、一般社団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)等関係団体と連携した広報啓発活動を実施【継続】
- (6) 令和5年9月、IHCの取扱情報の範囲へ犯罪実行者募集情報を追加するとともに、CPCにおいてAI検索システムを導入する等、社会情勢を踏まえつつ、CPC及びIHCの機能の強化を推進【新規】
- (7) 令和6年3月、通報・相談を行う企業等の負担軽減等の観点から、警察に対してサイバー事案に関する通報・相談ができる統一窓口を警察庁ウェブサイト上において整備(【取締りの徹底】とも関連)【新規】

外部要素等

- 警察庁が設置したセンサーにおいて検知した脆弱性探索行為等とみられるアクセスの件数(1日・1IPアドレス当たり)
- 脆弱性探索行為等が増加する傾向にあることから、脆弱性を悪用するなどしたサイバー攻撃が増加する可能性がある。



主な成果(指標・事例)

① サイバー事案の検挙状況等(達成年:令和5年度)

令和5年のサイバー事案の検挙件数:3,003件

【サイバー特別捜査隊の支援により、埼玉県警察等が組織的犯罪処罰法違反事件を検挙】

他人のクレジットカード情報を不正利用して得た犯罪収益等を暗号資産に換え、海外口座に送金した組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)事件につき、サイバー特別捜査隊において暗号資産追跡の支援を行い、令和5年8月、埼玉県警察等の合同捜査本部が被疑者5名を逮捕した。

【国際共同捜査への参画により、国外犯罪グループの検挙・弱体化を達成】

サイバー特別捜査隊等が、EUROPOLが主導する国際共同捜査に参画し、捜査を推進した結果、令和6年2月、外国捜査機関がランサムウェア攻撃グループ「LockBit」の一員とみられる被疑者2名を逮捕するとともに、犯行に使用していたサーバ等のテイクダウンを実施した。

外国に所在する被疑者の検挙や関連犯罪インフラのテイクダウンの実施等、取締りを着実に推進したと同時に、サイバー特別捜査隊が、被害データを復号し被害回復に貢献した。



図1 テイクダウンの実施を告げる「スプラッシュページ」

【パブリック・アトリビューションの実施により更なるサイバー攻撃被害を抑止】

中国を背景とするサイバー攻撃グループ「BlackTech」によるものとみられるサイバー攻撃に関し、令和5年9月、NISC、米NSA、米FBI、米CISAとともにパブリック・アトリビューションを実施し、同攻撃の手口及び対処例を周知することで同攻撃による更なる被害を抑止した。

② サイバー事案の被害防止対策の推進状況(達成年:令和5年度)

【関係機関・団体と連携した注意喚起を実施】

令和5年において、インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害が急増したことを踏まえ(図2参照)、4月、8月、12月の3回にわたり、金融庁と連名で注意喚起を実施するとともに、警察庁ウェブサイトにおいて、フィッシング等をはじめとするサイバー事案の被害防止等に向けた注意喚起を35件実施した。

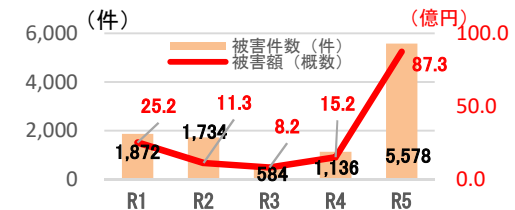


図2 インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害の推移

【いわゆる「闇バイト」募集情報を取扱情報に追加】

令和5年9月、IHCの取扱情報の範囲に犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」募集情報を追加した。

令和5年中には4,411件を「闇バイト」募集情報と判断し、うち2,979件にIHCから対応依頼を行ったところ、2,136件(約72パーセント)が削除されるなど、いわゆる「闇バイト」募集情報の排除に寄与している。

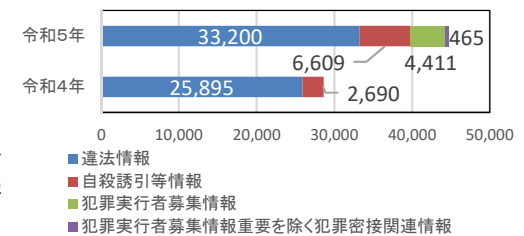


図3 IHCの取扱情報に該当すると判断された件数と分析結果の推移

基本目標 7 犯罪被害者等の支援の充実

業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

令和 6 年 8 月
犯罪被害者等施策推進課

業績目標の説明

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。

現状

- 犯罪被害者等が、必要な支援を適時適切に途切れなく受けることができるようにするため、令和5年6月の犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討や地方における途切れない支援の提供体制の強化等の取組を行うことが決定され、必要な施策に関する検討を実施した。
- 犯罪被害を早期に軽減し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため犯罪被害給付制度を運用しており、平均裁定期間は前年度比約1.2か月短縮し、仮給付金支給決定件数は、前年度比15件増加となった。

【令和6年度の業績指標】

- ① 犯罪被害給付制度の平均裁定期間
→ 第3次犯罪被害者等基本計画期間中と同水準を維持する。
- ② 犯罪被害給付制度の仮給付金支給決定件数
→ 第3次犯罪被害者等基本計画より向上させる。
- ③ 犯罪被害者等が必要な支援を受けられる環境の整備
→ 各種支援に関する取組の推進及び関係機関・団体との連携を通じた各種支援の充実。

主な取組（令和5年度までの取組）

【経済的支援に関する取組】

- (1) 犯罪被害給付制度の運用等
 - ア 早期の裁定に向けた都道府県警察への指導
 - イ 早期の仮給付金の支給決定に向けた都道府県警察への指導
 - ウ 「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の実施
- (2) 犯罪被害者等に対する公費負担制度の運用
- (3) 地方公共団体における犯罪被害者等に対する見舞金制度導入の要請

【精神的支援に関する取組】

- (4) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施
- (5) 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の周知

【関係機関・団体との連携を通じた支援の充実】

- (6) 地方公共団体との連携の推進
- (7) 「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の実施
- (8) 民間被害者支援団体との連携の推進

課題

【経済的支援に関する取組】

- ✓ 検討会における取りまとめを踏まえ、遺族給付金の支給額の増額等を内容とする犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号)が改正となったことから、新制度を円滑に運用するとともに、引き続き、早期の裁定等を行うことが必要
- ✓ 犯罪被害者等の負担軽減等に配慮しつつ、公費負担制度の充実を図ることが必要
- ✓ 見舞金制度を導入する地方公共団体が増加しているところ、居住地域にかかわらず支援を受けられることが必要であり、今後も導入を促進することが必要

【精神的支援に関する取組】

- ✓ 犯罪被害者等が状況に応じ、適切なカウンセリングを受けられることが必要
- ✓ 被害が潜在化しやすい性犯罪について、相談しやすい環境を構築し、周知することが必要

【関係機関・団体との連携を通じた支援の充実】

- ✓ 犯罪被害者等の多岐にわたる支援ニーズに対応するため、支援に携わる関係機関等が連携を図り、積極的に支援することが必要
- ✓ 検討会における取りまとめを踏まえ、ワンストップサービス体制の実現等、地方における途切れない支援の提供体制の構築が必要
- ✓ 犯罪被害者等のニーズに対応した継続的な支援を行うには、民間被害者支援団体による支援が不可欠

今後の取組の重点（令和6年度以降の取組）

【経済的支援に関する取組】

- 新制度への対応を含め、都道府県警察に対して十分な指導を行うことにより、引き続き早期の裁定等を推進
- 公費負担制度を継続的に安定して運用するとともに、犯罪被害者等のニーズを踏まえ制度の一層の充実を推進
- 見舞金制度を導入していない地方公共団体に対し、制度導入の要請を推進

【精神的支援に関する取組】

- 部内カウンセラーの配置により、犯罪被害者等のニーズを踏まえた早期のカウンセリングを実施
- 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の更なる周知を推進

【関係機関・団体との連携を通じた支援の充実】

- 条例制定・計画策定の促進等の犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化を推進するほか、新たに都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップサービスの構築等を推進し、関係機関等と一層に連携
- 民間被害者支援団体への支援を継続するとともに、団体への犯罪被害者等に関する情報提供を推進

具体的な取組状況

経済的支援に関する取組

R5-49

- (1) ア 犯罪被害者等給付金の早期の裁定に向けて、全都道府県警察への指導を実施
 イ 早期の仮給付金の支給決定に向けて、令和5年7月に取組の推進を指示した通達を発出するとともに、全都道府県警察への指導を実施
 ウ 令和5年8月から令和6年4月までの間に「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」を計10回開催した
- (2) 全都道府県警察の被害者支援担当者を対象として、公費負担制度の運用に関する研修を行うとともに、都道府県警察との会議を実施（警察庁における全国専科及び会議実施状況：計7回（±0回）、延べ参加者163名（+30名）（令和5年度（対前年度比）））
- (3) 地方公共団体に対し、見舞金制度の導入を要請及び情報提供を実施

精神的支援に関する取組

- (4) 全都道府県警察のカウンセリング担当者を対象とした研修を開催するとともに、全都道府県警察への指導を実施（警察庁における全国専科、会議及び研修実施状況：計7回（+1回）、延べ参加者141名（+30名）（令和5年度（対前年度比）））
- (5) 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、令和元年度以降24時間対応化及び無料化を継続し、相談しやすい環境の整備に努めるとともに、ウェブサイトやポスター等による広報を実施

関係機関・団体との連携を通じた支援の充実

R5-48

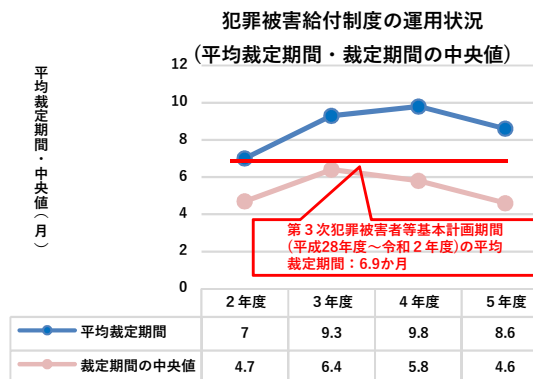
- (6) 地方公共団体に対し、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定に関する情報提供を推進するとともに、総合的対応窓口の機能の充実や関係機関等との連携・協力の一層の充実・強化を要請
- (7) 令和5年9月から令和6年4月までの間に「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」を計8回開催した
- (8) 各地域で被害者支援連絡協議会を開催するとともに、令和5年10月に全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会及び犯罪被害者支援基金と共同で全国犯罪被害者支援フォーラムを開催した

主な成果（指標・事例）

① 犯罪被害給付制度の平均裁定期間

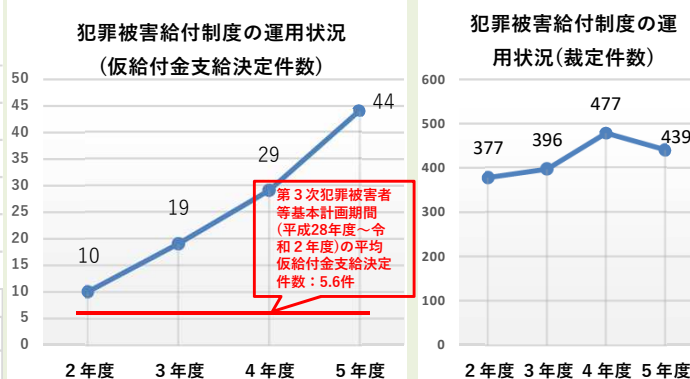
（達成年：令和7年度）

達成目標：第3次犯罪被害者等基本計画期間中と同水準を維持する。



② 犯罪被害給付制度の仮給付金支給決定件数

（達成年：令和7年度）

達成目標：第3次犯罪被害者等基本計画
中よりも向上させる。

③ 犯罪被害者等が必要な支援を受けられる環境の整備（達成年：令和5年度）

達成目標：各種支援に関する取組の推進及び関係機関・団体との連携を通じた各種支援の充実。

【事例】

- 「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における取りまとめを踏まえ、犯罪被害給付制度の見直しを行い、給付水準を大幅に引き上げた（令和6年4月取りまとめ）。
 - 地方公共団体に対し犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定に関する情報提供や見舞金制度の導入の要請等を実施し、以下のとおり条例等が制定されている（令和6年4月現在（対前年比））。【暫定値】
- 〈見舞金制度〉
 21/47都県（+5）、17/20政令指定都市（+3）、863/1,721市区町村（+232）
- 〈犯罪被害者等支援を目的とした条例等〉
 47/47都道府県（+1）、16/20政令指定都市（+3）、847/1,721市区町村（+241）
- 犯罪被害者等の精神的被害を軽減するため、都道府県警察においてカウンセリングに関する専門的知識や技能を有する職員を配置するとともに、部内カウンセラーを対象とした研修を開催し、犯罪被害者等のためのカウンセリング体制が確保された。
 - 「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」における取りまとめを踏まえ、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップサービスの構築等を推進することとしている（令和6年4月取りまとめ）。

外部要素等

刑法犯及び交通事故による死者及び重傷者の状況

刑法犯（過失犯を除く。）による死者及び重傷者の数

年度	令和2	令和3	令和4	令和5
死者（人）	431	423	366	409
重傷者（人）	2,155	2,106	2,518	2,540

（令和5年度は暫定値）

交通事故による死者及び重傷者の数

年度	令和2	令和3	令和4	令和5
死者（人）	2,706	2,583	2,661	2,647
重傷者（人）	27,035	26,656	26,556	26,193

（令和5年度は暫定値）

※刑法犯及び交通事故による死者及び重傷者数の増減は、支援対象となる犯罪被害者等の増減に影響